



上富田町告示第97号

下記規則を公布する。

令和8年5月28日

上富田町長 奥田 誠



記

1. 会計管理者補助組織設置規則の一部を改正する規則

会計管理者補助組織設置規則の一部を改正する規則

〔 令和 8 年 5 月 2 8 日  
規 則 第 1 8 号 〕

(会計管理者補助組織設置規則の一部改正)

会計管理者補助組織設置規則(平成 18 年規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

会計管理者補助組織設置規則の一部を改正する規則 新旧対照表

参  
考  
資  
料

新	旧
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> <u>小切手の振出に関すること。</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p>